



令和8年8月4日

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会

北海道最低賃金専門部会

部会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定に関する報告書

北海道最低賃金専門部会（以下「当部会」という。）は、令和8年7月1日、北海道地方最低賃金審議会に付託された北海道最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙2のとおり確認した。

- 1 本年度の北海道最低賃金の改正金額に関しては、中央最低賃金審議会の引上げ額が目安（B ランク）と同額の56円の引上げ額にすることが適当であると公労使の意見の一致を見た。
- 2 当部会は、北海道最低賃金が地域経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、事業継続と雇用の維持、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの委員全員による共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の調査審議に当たっても、最低賃金法のいわゆる3要素を考慮した審議を行った。特に、中央最低賃金審議会における目安の審議で用いられた指標を中心に全国平均と北海道の相違や昨年度との比較を中心に検討を行った。具体的な内容は以下のとおりである。
(1) 労働者の生計費

労働者の生計費に関する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、昨年改定後の北海道最低賃金が発効した時期である令和7年10月から

令和 8 年 6 月までの期間で見た場合は、全国の平均 2.1%に対し、北海道は平均 2.7%とやや高い水準となっているが、前年同期の令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの平均 4.2%と比べると低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」について見ると、令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月までの期間は平均 5.3%で、前年同期の令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの平均 6.5%から下降したものの、引き続き高い水準となっている。

このように、消費者物価指数については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。

(2) 賃金

賃金に関する指標を見ると、今年の連合北海道春季生活闘争（第 7 回集計結果）における組合規模計での賃上げ率は 4.81%（昨年同時期 4.91%）、これに対し全国は 5.01%（昨年 5.25%）であった。日本経済団体連合会 2026 年春季労使交渉・中小企業月例賃金回答集計結果における従業員 500 人未満事業所の賃上げ率は 4.20%（昨年 4.35%）となっている。また、日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査における正社員の賃上げ率は 4.29%（昨年 4.03%）となっている。

賃金改定状況調査結果の第 4 表③における賃金上昇率（北海道が属する B ランク（産業計））は 3.7%（昨年 3.4%）であった。

(3) 通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断 BSI（%ポイント）は、今年 1～3 月▲10.2、4～6 月▲6.1、7～9 月（見通し）▲3.5 であるところ、全国の状況は、今年 1～3 月▲12.9、4～6 月▲17.6、7～9 月（見通し）▲10.6 であった。企業短期経済観測調査（北海道、日本銀行札幌支店）による中小企業の業況判断（「良い」－「悪い」・%ポイント）は、昨年 12 月 12、今年 3 月 11、6 月 12 であるところ、全国の状況（中小企業）は、昨年 12 月 14、今年 3 月 13、6 月 13 と推移していることなどから、北海道の景況等は全国とおおむね同等となっている。

また、中小企業・小規模事業者の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。

倒産件数（東京商工リサーチ）について見ると、北海道においては直近の令和 7 年で年間 274 件、令和 8 年上半期で 151 件（前年同期比 17.1%増）と増加傾向にあり、全国においても同様に、令和 7 年で年間 10,300 件、令和 8 年上半期で 5,346 件（前年同期比 7.1%増）と増加傾向にある。

4 このように、いわゆる 3 要素のデータを全般的にみると、物価は引き続き上昇局面にあ

るが、上昇率は昨年から緩やかになっている。また、北海道における賃金上昇率についても昨年と同程度の水準であること、企業全体の景況や業況も全国とおおむね同等水準であることが認められる。一方で、中小企業・小規模事業者の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁が依然として難しく、倒産件数も増加傾向がみられる。

加えて、最低賃金の地域間格差については、中央最低賃金審議会の引上げ額の日安が、北海道が属する B ランクは東京都などが属する A ランクよりも 2 円高かった点も勘案した。

- 5 当部会は、北海道労働局に対し、関係機関との連携を強化し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備をより一層推進することを求める。特に、賃金引上げに関する業務改善助成金、キャリアアップ助成金などについて、最低賃金引上げの影響を受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当部会は、政府に対し、以下の 3 点を強く要望する。

- ① 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性の向上に対する支援を強化するとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。
- ② 取引を適正化することも重要な課題であり、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備するため、独占禁止法、中小受託取引適正化法に基づく取引の適正化の取組強化を検討するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。
- ③ パートナリシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を策定している各業界団体の会員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ること。

- 6 最低賃金の改正の答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改正の効力発生を 1 月などの指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げることは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当部会としては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）とりまとめの 2（2）及び 3（4）に記載された「対応方針」を踏まえ、北海道としては従来どおり法定発効を基本に審議を行った。

7 当部会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、「今回の採決において、目安金額と同額である 56 円について、労働者側として不満ではあるものの、16 年ぶりとなる全会一致となることを尊重した。しかしながら、労働者の生計費を考えれば、近年の物価上昇、特に昨年 10 月以降の食料品の消費者物価指数が全国平均より高い北海道の現状では、最低賃金近傍の労働者にとって、依然として生活が厳しい状況になるとの認識であることに変わりはない。

今後の審議については、3 要素のデータに加え、最低賃金の地域間格差是正、民間求人誌・サイトにおける求人時の時間給などを参考にすべきと考える。とりわけ、労働組合に組織されていない労働者にとっては、労使交渉を通じて自らの賃金の引上げに関与する機会が限られている。こうした労働者の賃金や生活の底上げを図る上で、最低賃金が果たす役割は極めて重要である。また、持続的な北海道最低賃金の引上げには、パートナーシップ構築宣言及び北海道政労使会議で採択された共同宣言の遵守、今年改正された労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を推し進めることが重要である。」との意見があった。

使用者代表委員から、「最低賃金の決定に当たり、中央最低賃金審議会の目安を尊重しつつも、北海道の地域経済の実情を十分に踏まえた判断がなされるべきである。具体的には、中小企業・小規模事業者の賃上げ余力、生産性向上の進展状況、企業収益の動向、さらには物価上昇が企業に与える影響など、複合的な視点から総合的に検討する必要がある。また、近年は構造的な人手不足の進行を背景に賃上げ圧力が高まっているが、自主的な賃金改善と制度的な最低賃金の引上げは本来次元の異なるものであり、企業の持続的成長を通じた賃金上昇こそが望ましい姿であり、最低賃金はあくまでその下支えとしての役割にとどめるべきである。

公益委員からは、労使間の合意が見られない状況を懸念して、専門部会での合意形成を図るには「使用者側が目安額での合意に賛同すること」が必要である旨の見通しが示された。消費者物価指数の上昇率は鈍化しているものの、全国に比べ北海道は高止まりしていること、地域間格差の是正についての考慮等への理解を促すものであった。昨今の情勢を勘案し、目安額を超える金額も視野に入れた議論になったが、使用者側としては、現状、北海道が目安どおりとする十分な根拠がない状況の中では、苦渋の選択ではあるが、目安額を超える金額での結審を回避することを重視し、目安額での一致に賛成することとした。

政策的観点としては、中小企業・小規模事業者の賃上げを支える公的支援の充実が不可欠であり、業務改善助成金の拡充や生産性向上に資する設備投資支援、価格転嫁を促進する取引慣行の是正など実効性のある施策を強く要望する。」との意見があった。

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 131円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1) 件 名 北海道最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1, 0 1 0 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 1 0 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
1 8 ～ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費（冬季加算込み）＋特例加算＋経過的加算＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（1 0 6, 7 4 8 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$1,010 \text{ 円（北海道最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 144,643 \text{ 円}$



令和8年8月4日

北海道労働局長 村松 達也 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

北海道地方最低賃金審議会（以下「当審議会」という。）は、令和8年7月1日、北海道労働局長から諮問された北海道最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、北海道最低賃金と生活保護との比較については、別紙2のとおり確認した。

- 1 本年度の北海道最低賃金の改正金額に関しては、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安（B ランク）と同額の56円の引上げ額にすることが適当であると公労使の意見の一致を見た。
- 2 当審議会は、北海道最低賃金が地域経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、事業継続と雇用の維持、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの委員全員による共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の調査審議に当たっても、最低賃金法のいわゆる3要素を考慮した審議を行った。特に、中央最低賃金審議会における目安の審議で用いられた指標を中心に全国平均と北海道の相違や昨年度との比較を中心に検討を行った。具体的な内容は以下のとおりである。
（1）労働者の生計費

労働者の生計費に関する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、昨年改定後の北海道最低賃金が発効した時期である令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は、全国平均2.1%に対し、北海道は平均2.7%とやや高い水準となっているが、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平

均 4.2%と比べると低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」について見ると、令和 7 年 10 月から令和 8 年 6 月までの期間は平均 5.3%で、前年同期の令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの平均 6.5%から下降したものの、引き続き高い水準となっている。

このように、消費者物価指数については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。

(2) 賃金

賃金に関する指標を見ると、今年の連合北海道春季生活闘争（第 7 回集計結果）における組合規模計での賃上げ率は 4.81%（昨年同時期 4.91%）、これに対し全国は 5.01%（昨年 5.25%）であった。日本経済団体連合会 2026 年春季労使交渉・中小企業月例賃金回答集計結果における従業員 500 人未満事業所の賃上げ率は 4.20%（昨年 4.35%）となっている。また、日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査における正社員の賃上げ率は 4.29%（昨年 4.03%）となっている。

賃金改定状況調査結果の第 4 表③における賃金上昇率（北海道が属する B ランク（産業計））は 3.7%（昨年 3.4%）であった。

(3) 通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断 BSI（%ポイント）は、今年 1～3 月▲10.2、4～6 月▲6.1、7～9 月（見通し）▲3.5 であるところ、全国状況は、今年 1～3 月▲12.9、4～6 月▲17.6、7～9 月（見通し）▲10.6 であった。企業短期経済観測調査（北海道、日本銀行札幌支店）による中小企業の業況判断（「良い」－「悪い」・%ポイント）は、昨年 12 月 12、今年 3 月 11、6 月 12 であるところ、全国状況（中小企業）は、昨年 12 月 14、今年 3 月 13、6 月 13 と推移していることなどから、北海道の景況等は全国とおおむね同等となっている。

また、中小企業・小規模事業者の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。

倒産件数（東京商工リサーチ）について見ると、北海道においては直近の令和 7 年で年間 274 件、令和 8 年上半期で 151 件（前年同期比 17.1%増）と増加傾向にあり、全国においても同様に、令和 7 年で年間 10,300 件、令和 8 年上半期で 5,346 件（前年同期比 7.1%増）と増加傾向にある。

- 4 このように、いわゆる 3 要素のデータを全般的にみると、物価は引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。また、北海道における賃金上昇率についても昨年と同程度の水準であること、企業全体の景況や業況も全国とおおむね同等水準であ

ることが認められる。一方で、中小企業・小規模事業者の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁が依然として難しく、倒産件数も増加傾向がみられる。

加えて、最低賃金の地域間格差については、中央最低賃金審議会の引上げ額が目安が、北海道が属する B ランクは東京都などが属する A ランクよりも 2 円高かった点も勘案した。

- 5 当審議会は、北海道労働局に対し、関係機関との連携を強化し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備をより一層推進することを求める。特に、賃金引上げに関する業務改善助成金、キャリアアップ助成金などについて、最低賃金引上げの影響を受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当審議会は、政府に対し、以下の 3 点を強く要望する。

- ① 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性の向上に対する支援を強化するとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。
- ② 取引を適正化することも重要な課題であり、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備するため、独占禁止法、中小受託取引適正化法に基づく取引の適正化の取組強化を検討するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。
- ③ パートナリシップ構築宣言について、取引適正化に関する自主行動計画を策定している各業界団体の会員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加算措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図ること。

- 6 最低賃金の改正の答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改正の効力発生を 1 月などの指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げるとは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当審議会としては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）とりまとめの 2（2）及び 3（4）に記載された「対応方針」を踏まえ、北海道としては従来どおり法定発効を基本に審議を行った。

- 7 当審議会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、「今回の採決において、目安金額と同額である 56 円について、労

働者側として不満ではあるものの、16 年ぶりとなる全会一致となることを尊重した。しかしながら、労働者の生計費を考えれば、近年の物価上昇、特に昨年 10 月以降の食料品の消費者物価指数が全国平均より高い北海道の現状では、最低賃金近傍の労働者にとって、依然として生活が厳しい状況になるとの認識であることに変わりはない。

今後の審議については、3 要素のデータに加え、最低賃金の地域間格差是正、民間求人誌・サイトにおける求人時の時間給などを参考にすべきと考える。とりわけ、労働組合に組織されていない労働者にとっては、労使交渉を通じて自らの賃金の引上げに関与する機会が限られている。こうした労働者の賃金や生活の底上げを図る上で、最低賃金が果たす役割は極めて重要である。また、持続的な北海道最低賃金の引上げには、パートナーシップ構築宣言及び北海道政労使会議で採択された共同宣言の遵守、今年改正された労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を推し進めることが重要である。」との意見があった。

使用者代表委員から、「最低賃金の決定に当たり、中央最低賃金審議会の目安を尊重しつつも、北海道の地域経済の実情を十分に踏まえた判断がなされるべきである。具体的には、中小企業・小規模事業者の賃上げ余力、生産性向上の進展状況、企業収益の動向、さらには物価上昇が企業に与える影響など、複合的な視点から総合的に検討する必要がある。また、近年は構造的な人手不足の進行を背景に賃上げ圧力が高まっているが、自主的な賃金改善と制度的な最低賃金の引上げは本来次元の異なるものであり、企業の持続的成長を通じた賃金上昇こそが望ましい姿であり、最低賃金はあくまでその下支えとしての役割にとどめるべきである。

公益委員からは、労使間の合意が見られない状況を懸念して、専門部会での合意形成を図るには「使用者側が目安額での合意に賛同すること」が必要である旨の見通しが示された。消費者物価指数の上昇率は鈍化しているものの、全国に比べ北海道は高止まりしていること、地域間格差の是正についての考慮等への理解を促すものであった。昨今の情勢を勘案し、目安額を超える金額も視野に入れた議論になったが、使用者側としては、現状、北海道が目安どおりとする十分な根拠がない状況の中では、苦渋の選択ではあるが、目安額を超える金額での結審を回避することを重視し、目安額での一致に賛成することとした。

政策的観点としては、中小企業・小規模事業者の賃上げを支える公的支援の充実が不可欠であり、業務改善助成金の拡充や生産性向上に資する設備投資支援、価格転嫁を促進する取引慣行の是正など実効性のある施策を強く要望する。」との意見があった。

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 131円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1) 件 名 北海道最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1, 0 1 0 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 1 0 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
1 8 ～ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費（冬季加算込み）＋特例加算＋経過的加算＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（1 0 6, 7 4 8 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$1,010 \text{ 円（北海道最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \times 0.824 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 144,643 \text{ 円}$



北労発基 0805 第 1 号
令和 8 年 8 月 5 日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長
村松 達也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業最低賃金（令和 6 年北海道労働局最低賃金公示第 5 号）
- 2 北海道鉄鋼業最低賃金（平成 20 年北海道労働局最低賃金公示第 2 号）
- 3 北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年北海道労働局最低賃金公示第 3 号）
- 4 北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成 20 年北海道労働局最低賃金公示第 5 号）

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(火)		9月16日(水)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月9日(水)		9月24日(木)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月10日(木)		9月25日(金)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月12日(土)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		10月30日(金)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月2日(月)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
10月15日(木)		10月30日(金)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月11日(水)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月13日(金)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月16日(月)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月18日(水)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月20日(金)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		11月24日(火)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		11月25日(水)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		11月26日(木)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		11月27日(金)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		11月30日(月)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月1日(火)		12月10日(木)		1月9日(土)
11月12日(木)		11月27日(金)		12月2日(水)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月3日(木)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月4日(金)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月7日(月)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月8日(火)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月9日(水)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月10日(木)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月11日(金)		12月22日(火)		1月21日(木)
11月24日(火)		12月9日(水)		12月14日(月)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月15日(火)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月16日(水)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月17日(木)		12月28日(月)		1月27日(水)